

令和7年度 一般社団法人日本盛育英会奨学金募集要項

1. 一般社団法人日本盛育英会について

会社設立 130 周年を記念し、社会貢献の一環として奨学金事業を開始するものとする。

2. 奨学金の目的

当法人は、大学又は大学院の学生で学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により就学困難な者に対して奨学援助を実施し、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成することを目的とする。

3. 奨学生に対する給付内容

奨学生に対する給付は、以下のとおりです。

給付金額	給付期間	給付人数	返済義務	給付方法
月額 2 万円	12 か月	若干名	なし	年 3 回開催される報告会において、現金で支給(各 4 か月分)

※ 退学や著しい成績不良等の資格喪失事由が生じた場合、又は、休学や停学による奨学金の支給中断事由が生じた場合、既に給付した奨学金の一部又は全部の返還義務が生ずる場合があります。

※ 年 3 回開催される報告会は、やむを得ない事情がある場合を除き、ご参加頂きます。

4. 奨学生となるための応募資格

以下のすべての事項を満たす方は、奨学生の応募資格を有します。

	事項	備考
対象	大学生の3年生の日本人 大学院生の1年生の日本人	<u>4 月時点における学年となります。</u>
推薦	在籍大学又は大学院の指導教員から奨学金推薦を受けた方	推薦のない方の応募は受付けておりません。
他の奨学金	他の奨学金の給付を受けていない方 日本学生支援機構との併給は可	企業型との併給は不可 公的型との併給は JASSO のみ可

5. 奨学生となるための応募手続き

奨学生への応募手続きは、以下のとおりです。

	事項	備考
提出書類	(1)奨学生願書 (2)写真 (3)成績通知書のコピー (4)前年の世帯の所得がわかる書類 (5)個人情報取扱いに関する同意書	日本盛育英会指定書式にて 縦 4cm、横 3cm で裏面に記名の上、奨学生願書に添付してください。 2024 年度後期までのもの 源泉徴収票・公的所得証明書・納税証明書・申告済収支報告書等、いずれか 1 つ 日本盛育英会指定書式にて
	(6)推薦書 ※ (7)学業成績証明書 ※ (8)在学証明書 ※ ※ (6) (7) (8)については、学内選考の結果、推薦が決まった方のみ提出していただきます ※ 上記提出書類は返却不可	1 通、指導教員より書かれたもの 後期までの成績にて 提出前にコピーを取る等ご対応ください。
提出先	学生生活支援センター奨学金窓口	
提出期限	2025 年 3 月 21 日(金)到着分	

6. 奨学生の選考方法

当法人は、ご提出頂いた書類の閲覧及び面談を実施することにより、応募者から学業及び人物が優秀である方を奨学生として選考致します。選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	事項	備考
経済的状況	修学における経済的援助がどの程度必要かどうか	前年の世帯年収を確認させていただきます。
学業成績	成績優秀な方	奨学生願書に記載された事項及び面談内容も考慮致します。

7. 奨学生の選考結果

当法人は、在籍の大学または大学院の指導教員を通じて、応募者に選考結果を通知致します。
なお、選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

8. 奨学生の義務

奨学生となる方には、当育英会が別途定める規定や細則を遵守して頂きます。奨学生となる方は、選考結果の通知から 10 日以内に、これらの規程や細則を遵守することの誓約書を当法人に提出する必要があります。

なお、給付期間中に遵守して頂きたい主な事項は、以下のとおりです。

	事由	事由が生じた場合
提出義務	大学又は大学院から学業成績表の交付を受けた場合	奨学生は、交付後速やかに当法人に成績表を提出
報告義務	停学、退学処分、その他大学又は大学院から処分を受けた場合、当法人への届出事項に変更があった場合	奨学生は、直ちに当法人にその旨報告
届出義務	休学、長期に亘る欠席、退学、転校、その他重大な意思決定を行う場合	奨学生は、事前に当法人にその旨届出

9. 奨学生の資格喪失

以下の事由が発生した場合、奨学生は奨学生資格を喪失します。

奨学生の資格喪失事由
① 大学又は大学院から退学処分を受けたとき
② 大学又は大学院から停学処分その他の処分を受けた場合において、その処分の原因となった行為が重大な法令違反又は公序良俗違反に該当するとき
③ 重大な法令違反又は公序良俗違反が明らかになったとき
④ 学業成績が著しく不良のとき
⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
⑥ 休学若しくは長期に亘る欠席、又は退学した場合において、学業を続ける意思がないと認められるとき

10. お問い合わせ先

当法人奨学金について、ご質問や確認事項がある方は、学生生活支援センター奨学金窓口までご連絡頂きますようお願い致します。

以上